



うちなー健康経営宣言

第1036号

令和 4 年 10 月 14 日 登録
令和 年 月 日 更新

我々建設業界は、若年労働者不足という大きな課題を抱えております。

それは、50代、60代と高年齢化しつつある大勢の建設従事者が現役で働いているということになります。

物作りという仕事は、どうしても現場が中心となります。室内だけでなく、室外又は春夏秋冬、季節にも左右されます。あらゆる環境の中での仕事です。

その為に社員が健康で、一人一人の毎日の体調管理には、十分に気を配る必要があります。社員の健康を守ることが、企業の価値を高めるという「健康経営」の取り組みを行い、社員の健康と家族の安心の為、安全衛生管理に努めてまいります。

取組事項

- 1．労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年1回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
- 2．健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
- 3．健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
- 4．適正飲酒対策に取り組む。
- 5．血圧管理に取り組む。

「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。